平成２５年（フ）第１１１号
神奈川県小田原市中里281番地の３　サン・パティオ305号、前住所横浜市保土ヶ谷区上菅田町662番地　万葉ビル401号室
債務者　西野　滋紀
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３１号
神奈川県秦野市今川町２番15号　リバーサイド小泉302号
債務者　中嶋　　昇
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９０号
京都市右京区太秦帷子ケ辻町11番地48
債務者　中屋　鈴加
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
京都市下京区不明門通花屋町下る高槻町346番地　リンクス雅遊301
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
京都市東山区福稲高原町５番地　エスポワール鴨川307号室
債務者　たちばなこと　向後　公人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
京都市西京区下津林東大般若町24―102、住民票上の住所兵庫県川西市萩原２丁目11番２号
債務者　白川　光昭
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
京都府八幡市欽明台中央23番地１
債務者　小山　　瞳
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
京都府八幡市欽明台中央23番地１
債務者　小山　一代
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
松江市矢田町57番地２　市営アパート４―412、前住所島根県安来市広瀬町西谷61番地
債務者　石原　道明
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
島根県安来市伯太町峠之内186番地
債務者　細田さなえ
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
松江市東持田町205番地260
債務者　酒井　　康
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
東京都昭島市田中町２丁目24番７号グリーンヒルD105号
債務者　伊佐　剛二
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
釧路市星が浦北１丁目２番５号
債務者　横山　直樹（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
釧路市文苑１丁目42番15号　アーバンクリスター102号室
債務者　今越　真紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目４番40号　中村ハイツ102
債務者　佐藤　英樹
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
栃木県矢板市石関890番地
債務者　和氣　典子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係